

報告第53号

一般職の職員の身分の取扱いについて

合併協定項目第9号「一般職の職員の身分の取扱い」について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

総務部会 行政・人事分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 1 ページ

協定項目 第9号 一般職の職員の身分の取扱い

調整方針 5 . 合併後0年を目処に統合するよう調整する。

野尻町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。また、合併時までに小林市の定数条例を見直す。

個別調整結果

新市における定数は、平成21年4月1日現在の小林市及び野尻町職員数の合計数を上限とし、次のとおり定める。

市長の事務部局の職員	399人
小林市立病院の企業職員	129人
議会の事務部局の職員	8人
選挙管理委員会の事務部局の職員	10人
監査委員の事務部局の職員	4人
農業委員会の事務部局の職員	10人
公平委員会の事務部局の職員	3人
固定資産評価審査委員会の事務部局の職員	3人
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員	68人
合計	634人

報告第54号

特別職の職員の身分の取扱いについて

合併協定項目第12号「特別職の職員の身分の取扱い」について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

総務部会 行政・人事分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 2～3 ページ

協定項目 第12号 特別職の職員の身分の取扱い

調整方針 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。

非常勤特別職の報酬額について

- (1) 同種の附属機関等の委員は、小林市の金額を基本とする。
- (2) 両市町における独自の附属機関等の委員は、それぞれの委員の職にかかる事務事業の対応方針に沿って協議・調整する。
- (3) 学校医、学校歯科医等は、医師会等との調整により決定する。

個別調整結果

別表のとおりとする。

別表

職名	報酬月額
1 知識経験を有する者のうちから選任された監査委員	月額 136,000 円
2 議会の議員のうちから選任された監査委員	月額 41,500 円
3 選挙管理委員会の委員長	月額 44,500 円
4 選挙管理委員会の委員	月額 35,500 円
5 教育委員会の委員長	月額 53,500 円
6 教育委員会の委員	月額 43,500 円
7 農業委員会の会長	月額 58,500 円
8 農業委員会の会長代理者	月額 46,500 円
9 農業委員会の選任による委員	月額 43,500 円
10 農業委員会の選挙による委員	月額 43,500 円
11 公平委員会の委員	日額 6,100 円
12 固定資産評価員	月額 47,500 円
13 固定資産評価審査委員会の委員	日額 6,100 円
14 奨学生選考委員会の委員	日額 6,100 円
15 通学区域審議会の委員	日額 6,100 円
16 招致外国青年(国際交流員及び外国語指導助手)	月額 380,000 円以内
17 社会教育委員	日額 6,100 円
18 社会教育指導員	月額 104,000 円
19 体育指導委員	日額 6,100 円
20 スポーツ振興審議会の委員	日額 6,100 円
21 文化会館運営審議会の委員	日額 6,100 円
22 教育集会所運営審議会の委員	日額 6,100 円
23 図書館協議会の委員	日額 6,100 円
24 文化財保存調査委員会の委員	日額 6,100 円
25 青少年問題協議会の委員及び幹事	日額 6,100 円
26 情報公開・個人情報保護審査会の委員	日額 6,100 円
27 就学指導委員会の委員	日額 6,100 円
28 勤労青少年ホーム運営委員会の委員	日額 6,100 円
29 民生委員推薦会の委員	日額 6,100 円

30 障害者施策推進協議会の委員	日額 6,100 円
31 家庭相談員	月額 100,000 円
32 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による嘱託医	月額 54,560 円
33 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)による嘱託医	月額 13,640 円
34 保育所嘱託医	基本年額 1 所当たり 105,000 円 管理指導料 内科医 1 所当たり 年額 63,000 円 出所額は、1 回当たり 60,000 円の範囲において市長が定める。
35 養護老人ホーム嘱託医	月額 40,000 円
36 国民健康保険運営協議会の委員	日額 6,100 円
37 農業集落排水事業推進審議会の委員	日額 6,100 円
38 賞じゅつ金等審査委員会の委員	日額 6,100 円
39 市営住宅入居者選考委員会の委員	日額 6,100 円
40 専門委員	日額 6,100 円
41 都市計画審議会の委員	日額 6,100 円
42 公共下水道推進審議会の委員	日額 6,100 円
43 廃棄物減量等推進審議会の委員	日額 6,100 円
44 環境審議会の委員	日額 6,100 円
45 企業立地奨励審議会の委員	日額 6,100 円
46 土地区画整理審議会の委員	日額 6,100 円
47 土地区画整理事業の評価員	日額 6,100 円
48 介護保険訪問調査員	月額 250,000 円以内
49 介護相談員	月額 10,000 円
50 西諸地域介護認定審査会の委員	介護審査に当たる委員 1 回当たり 25,000 円 障害審査に当たる委員 1 回当たり 16,700 円
51 総合計画等審議会の委員	日額 6,100 円
52 小林市男女共同参画審議会の委員	日額 6,100 円
53 防災会議の委員	日額 6,100 円

54 国民保護協議会の委員	日額 6,100 円
55 安全で住みよいまちづくり推進協議会の委員	日額 6,100 円
56 特別職報酬等審議会の委員	日額 6,100 円
57 職員懲戒審査委員会の委員	日額 6,100 円
58 医療問題審議会の委員	日額 6,100 円
59 功労者選考委員会の委員	日額 6,100 円
60 特殊旅館審議会の委員	日額 6,100 円
61 補助金審査会の委員	日額 6,100 円
62 水道事業水道料金審議会の委員	日額 6,100 円
63 選挙長	日額 10,600 円
64 投票所の投票管理者	日額 12,600 円
65 開票管理者	日額 10,600 円
66 投票所の投票立会人	日額 10,700 円
67 選挙立会人及び開票立会人	日額 8,800 円
68 期日前投票所の投票管理者	日額 11,100 円
69 期日前投票所の投票立会人	日額 9,500 円
70 徴収嘱託員	月額 300,000 円以内
71 交通指導員	年額 75,000 円
72 福祉指導員	月額 112,000 円
73 学校給食センター運営委員会の委員	日額 6,100 円
74 学校医・学校歯科医	基本年額 1校当たり 105,000 円 管理指導料 内科医 1校当たり 年額 63,000 円 出校額は、1回当たり 60,000 円の範囲において市長が定める。
75 学校薬剤師	年額 1校当たり 80,000 円
76 学校評議員	年額 10,000 円以内
77 地域協議会の委員	日額 6,100 円
78 保健事業業務嘱託員	日額 7,300 円以内
79 農業経営改善支援推進指導員	月額 149,440 円
80 畑地かんがい営農推進指導員	月額 149,440 円

81 国民健康保険事業及び老人保健事業診療報酬明細書等点検職員	月額 120,000 円以内
82 収納対策指導員	日額 30,000 円
83 自立生活相談専門員	月額 145,000 円
84 小林市教育研究センター研究員	年額 36,000 円
85 小・中学校規模適正化審議会の委員	日額 6,100 円
86 適応指導教室指導員	月額 60,000 円
87 その他特別職の職員	日額 6,100 円

報告第55号

事務組織及び機構の取扱いについて

合併協定項目第14号「事務組織及び機構の取扱い」について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

総務部会 行政・人事分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調査 4～8 ページ

協定項目 第14号 事務組織及び機構の取扱い

調整方針 5．合併後0年を目処に統合するよう調整する。(附属機関等)
4．当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。
(行政改革大綱)

附属機関等は、小林市の制度等を基本として合併までに調整する。

行政改革大綱については、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新市における行政改革大綱を策定する。

個別調整結果

(附属機関等)

両市町同様の附属機関については、小林市の附属機関に統合し、委員数等については各関係分科会で決定する。

両市町独自の附属機関については、関係分科会において調整し、決定する。

(行政改革大綱)

行政改革大綱及び集中改革プランは、平成23年度中に抜本的な見直し時期を迎えることから、その間においては合併に伴う定員管理等の必要な項目についての部分的な見直し及び野尻町における必要な実施項目を追加することにより対応する。

報告第56号

公共的団体等の取扱いについて

合併協定項目第17号「公共的団体等の取扱い」について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

総務部会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24 現況調書なし

協定項目 第17号 公共的団体等の取扱い

調整方針 (現況調書なし)

公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。また、国・県の指導等に基づき設置された公共的団体等については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し、調整に努めるものとする。

1. 共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
2. 上記1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
3. 上記1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努めるものとする。
4. 上記以外の両市町独自の団体等は、原則現行のとおりとする。ただし、整理できる団体は、廃止または脱退の方向で調整に努めるものとする。

個別調整結果

別紙のとおりとする。

「公共的団体等」とは

- (1) 公共的団体等とは、農業協同組合・森林組合等の協同組合、商工会・商工会議所等の産業経済団体、青年団・婦人会等の地域活動団体や社会福祉協議会など、公共的活動を営む団体はすべて含まれ、法人たると否とを問わないとされている。
- (2) 合併特例法（市町村の合併の特例等に関する法律）では、合併関係市町村の区域内の公共的団体等に対して、新市の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努力義務を課している。
- (3) 地方自治法では、「地方公共団体の長は、地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」と規定されている。
- (4) 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会等については、別途（農業協同組合合併助成法、商工会法、社会福祉法等）法律の定めがある。
- (5) 以上のことを踏まえ、公共的団体等については、市町村合併に際して、新市として一体感を醸成する観点から、統合整備されることが理想であるため、複数の関係市町村で共通の目的を有する団体については、できる限り合併時の統合整備等に向けて調整に努めるものとする。

参考法令（条文抜粋）

市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）

（国、都道府県等の協力等）

第65条（略）

2～6（略）

7 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

地方自治法（抜粋）

（公共的団体等の監督）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

～（略）

農業協同組合合併助成法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、適正かつ能率的な事業経営を行なうことができる農業協同組合を広範に育成して農民の協同組織の健全な発展に資するため、農業協同組合の合併についての援助、合併に係る農業協同組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、農業協同組合の合併の促進を図ることを目的とする。

商工会議所法（抜粋）

（地区）

第8条 商工会議所の地区は、市（都の区のある地域においては、そのすべての区を合わせたもの。以下同じ。）の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は市と市町村若しくは町と町村を合わせたものの区域とすることができる。

2、3 （略）

4 商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又は商工会の地区と重複するものがない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条の2 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会議所の地区を変更するための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散し、若しくは合併するまでの間は、前条第1項から第3項までの規定は適用しない。

商工会法（抜粋）

（地区）

第7条 商工会の地区は、1の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、1の市又は2以上の市町村の区域とすることができる。

2 （略）

3 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会の地区を変更するための定款の変更をし、又はその商工会が解散

し、若しくは合併するまでの間は、前条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

社会福祉法（抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- （1）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- （2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- （4）前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2～6 （略）

(別紙)
公共的団体等一覧表

(調整方針)

- 1.共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- 2.上記1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 3.上記1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努めるものとする。
- 4.上記以外の両市町独自の団体等は、原則現行どおりとする。ただし、整理できる団体は、廃止または脱退の方向で調整に努めるものとする。

項番	団体名称(小林市)	団体名称(野尻町)	調整方針				小林市所管課	野尻町所管課	部会	分科会
			1	2	3	4 現行 廃止等				
1	小林市区長会	野尻町区長会					企画調整課	総務企画課	企画財政	企画
2	小林市交通安全対策協議会	野尻町交通安全対策協議会					総務課	総務企画課	総務	消防
3	小林市防犯協会						総務課		総務	消防
4		野尻町駐在所連絡協議会						総務企画課	総務	消防
5	自衛隊協力会	自衛隊協力会					総務課	総務企画課	総務	消防
6	小林市自衛隊父兄会	野尻町自衛隊父兄会					総務課	町民福祉課	総務	消防
7		野尻町土地開発公社						総務企画課	企画財政	管財
8	小林市人権・同和問題啓発推進協議会						市民課		厚生	住民
9	小林市社会福祉協議会	野尻町社会福祉協議会					福祉事務所	町民福祉課	厚生	福祉
10	小林地区更生保護女性会						福祉事務所		厚生	福祉
11	保護司会小林支部	保護司会野尻支部					福祉事務所	町民福祉課	厚生	福祉
12	小林市遺族協助会	野尻町遺族協助会					福祉事務所	町民福祉課	厚生	福祉
13	小林市傷痍軍人会						福祉事務所		厚生	福祉
14	小林市献血推進協議会						福祉事務所		厚生	福祉
15	小林あかつき福祉協会	野尻町障がい者福祉協議会					福祉事務所	町民福祉課	厚生	福祉
16	小林市視覚障がい者福祉会						福祉事務所		厚生	福祉
17	小林市老人クラブ連合会	野尻町老人クラブ連合会					福祉事務所	町民福祉課	厚生	福祉
18	小林市シルバー人材センター	野尻町シルバー人材センター					福祉事務所	町民福祉課	厚生	福祉
19	小林市母子寡婦福祉協議会	野尻町母子寡婦福祉協議会					福祉事務所	町民福祉課	厚生	福祉
20	西諸地区市町予防接種検討委員会						ほけん課(参与:宮崎県 小林保健所)		厚生	保健予防
21	西諸地区市町予防接種業務従事者事故 調査委員会						ほけん課(参与:宮崎県 小林保健所)		厚生	保健予防
22	小林高原野尻漁業協同組合	小林高原野尻漁業協同組合					農林課	経済課	産業建設	農林水産
23	須木漁業協同組合						農林課		産業建設	農林水産
24	小林市環境情報協議会						農村整備課		産業建設	耕地
25	小林市地産地消推進協議会						農林課		産業建設	農林水産
26	小林市商工会議所						商工観光課		産業建設	商工観光
27	すき商工会	野尻町商工会					商工観光課	経済課	産業建設	商工観光
28	小林市観光協会	野尻町観光協会					商工観光課	経済課	産業建設	商工観光

(別紙)
公共的団体等一覧表

(調整方針)

- 1.共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- 2.上記1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 3.上記1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努めるものとする。
- 4.上記以外の両市町独自の団体等は、原則現行どおりとする。ただし、整理できる団体は、廃止または脱退の方向で調整に努めるものとする。

項番	団体名称(小林市)	団体名称(野尻町)	調整方針				小林市所管課	野尻町所管課	部会	分科会
			1	2	3	4 現行 廃止等				
29	まつり小林実行委員会						商工観光課		産業建設	商工観光
30	すきむらほぜ祭り実行委員会						商工観光課		産業建設	商工観光
31	こばやし冬祭り実行委員会						商工観光課		産業建設	商工観光
32	生駒高原音楽祭実行委員会						商工観光課		産業建設	商工観光
33	ザ・ウォーキング大会実行委員会						商工観光課		産業建設	商工観光
34	まきばの桜まつり実行委員会						商工観光課		産業建設	商工観光
35	すきむらんど振興協会						商工観光課		産業建設	商工観光
36	小林市商店街連合会						商工観光課		産業建設	商工観光
37	北きりしま地域観光促進協議会						商工観光課		産業建設	商工観光
38		のじり湖祭実行委員会						経済課	産業建設	商工観光
39		メロンフェア実行委員会						経済課	産業建設	商工観光
40		六月灯保存会						経済課	産業建設	商工観光
41		野尻町イルミネーション協議会						経済課	産業建設	商工観光
42	小林市畜産振興会連合会	野尻町畜産振興会					畜産課	畜産林務課	産業建設	畜産
43		野尻町和牛振興会						畜産林務課	産業建設	畜産
44		野尻支所肥育部会						畜産林務課	産業建設	畜産
45		野尻町酪農振興会						畜産林務課	産業建設	畜産
46	小林市自衛防疫推進協議会	野尻町自衛防疫推進協議会					畜産課	畜産林務課	産業建設	畜産
47	小林地区酪農ヘルパー利用組合	小林地区酪農ヘルパー利用組合					畜産課	畜産林務課	産業建設	畜産
48	西諸県地区自衛防疫推進協議会	西諸県地区自衛防疫推進協議会					畜産課	畜産林務課	産業建設	畜産
49	西諸市郡乳用牛群改良検定組合	西諸市郡乳用牛群改良検定組合					畜産課	畜産林務課	産業建設	畜産
50	西諸県地域家畜損害防止対策協議会	西諸県地域家畜損害防止対策協議会					畜産課	畜産林務課	産業建設	畜産
51	小林受精卵移植推進協議会	野尻町受精卵移植推進協議会					畜産課	畜産林務課	産業建設	畜産
52	小林市和牛ヘルパー組合	野尻町和牛ヘルパー利用組合					畜産課	畜産林務課	産業建設	畜産
53	小林市除角推進協議会						畜産課		産業建設	畜産

(別紙)
公共的団体等一覧表

(調整方針)

- 1.共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- 2.上記1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 3.上記1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努めるものとする。
- 4.上記以外の両市町独自の団体等は、原則現行どおりとする。ただし、整理できる団体は、廃止または脱退の方向で調整に努めるものとする。

項番	団体名称(小林市)	団体名称(野尻町)	調整方針					小林市所管課	野尻町所管課	部会	分科会	
			1	2	3	4						
					現行 廃止等							
54	西諸牛消費拡大推進協議会							畜産課	畜産林務課	産業建設	畜産	
55	農畜産物消費拡大推進協議会							畜産課	畜産林務課	産業建設	畜産	
56	みやざき地頭鶏普及促進協議会							畜産課		産業建設	畜産	
57		野尻町有機センター加入者協議会							畜産林務課	産業建設	畜産	
58	小林市バイオマス利活用推進協議会							畜産課		産業建設	畜産	
59	小林市畑地かんがい事業推進協議会							農村整備課		産業建設	耕地	
60	小林市水田農業推進協議会	野尻町水田農業推進協議会						農林課	経済課	産業建設	農林水産	
61	小林市二原土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市出之山土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市保楊枝原土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市宝光院土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市長者井堰土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市竹山夷守土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市堤土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市大丸土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市牟田原土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市黒沢津土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市市谷土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市平川土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市巢ノ浦土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市山中土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市千歳・環野土地改良区							農村整備課		産業建設	耕地	
	小林市土地改良区合同事務所							農村整備課		産業建設	耕地	
			野尻町野尻原土地改良区							農村建設課	産業建設	耕地
			野尻町漆野原土地改良区							農村建設課	産業建設	耕地
		野尻町大萩土地改良区							農村建設課	産業建設	耕地	
		野尻町紙屋第1土地改良区							農村建設課	産業建設	耕地	
		野尻町紙屋第2土地改良区							農村建設課	産業建設	耕地	
		野尻町佐土原八所土地改良区							農村建設課	産業建設	耕地	

(別紙)
公共的団体等一覧表

(調整方針)

- 1.共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- 2.上記1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 3.上記1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努めるものとする。
- 4.上記以外の両市町独自の団体等は、原則現行どおりとする。ただし、整理できる団体は、廃止または脱退の方向で調整に努めるものとする。

項番	団体名称(小林市)	団体名称(野尻町)	調整方針					小林市所管課	野尻町所管課	部会	分科会
			1	2	3	4					
						現行	廃止等				
62	小林市体育指導委員協議会	野尻町体育指導委員協議会						スポーツ振興課	教育課	文教	社会教育
63	小林市文化連盟	野尻町文化連盟						社会教育課	教育課	文教	社会教育
64	小林市青年団協議会	野尻町青年団協議会						社会教育課	教育課	文教	社会教育
65	小林市郷土芸能保存会連合会	野尻町郷土芸能保存会						社会教育課	教育課	文教	社会教育
66	小林市地域婦人連絡協議会	野尻町地域婦人連絡協議会						社会教育課	教育課	文教	社会教育
67	小林市文化財愛護少年団	野尻町文化財愛護少年団						社会教育課	教育課	文教	社会教育
68	小林市子ども会育成連絡協議会	野尻町子ども会育成連絡協議会						社会教育課	教育課	文教	社会教育
69	小林市体育協会	野尻町体育協会						スポーツ振興課	教育課	文教	社会教育
70	小林市自治公民館連絡協議会	野尻町自治公民館連絡協議会						社会教育課	教育課	文教	社会教育
71	小林市図書館協議会							社会教育課		文教	社会教育
72	小林市PTA協議会	野尻町PTA協議会						学校教育課	教育課	文教	社会教育

報告第57号

介護保険事業の取扱いについて

合併協定項目第23号「介護保険事業の取扱い」について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

厚生部会 介護分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24 現況調書9ページ

協定項目 第23号 介護保険事業の取扱い
第四期介護保険料

調整方針 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。

介護保険料については、合併後の新市の第四期介護保険事業計画に基づき、統一する。
ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。

個別調整結果

平成21年度までは、両市町の現行の介護保険料を適用する。
小林市第四期介護保険事業計画（改訂版）は、平成21年度中に両市町で策定するもの
とし、その計画に基づいて平成22年度から統一した介護保険料とする。
統一された介護保険料の周知については、市広報誌やパンフレット、ホームページ等を
活用し徹底する。

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24 現況調書10～12ページ

協定項目 第23号 介護保険事業の取扱い
地域支援事業の状況

調整方針 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。

地域支援事業については、同種の事業については合併時に統合するよう調整することと
し、地域の特性に適合した事業は、そのまま継続する。

個別調整結果

地域支援事業一覧のとおりとする。

平成21年度地域支援事業一覧

No	地域支援事業名	小林市事業名	委託	野尻町事業名	委託	調整結果			
1	特定高齢者把握事業	介護予防教室(わいわいクラブ)	有	介護予防教室等実施事業	有	統合			
2		介護予防教室(ハッスル教室)	有						
3		出前健康講座	無					小林市の例に統一	
4		生活機能評価(検査費用)	有				生活機能評価(健診費用)	有	統合
5		生活機能評価(事務費分)	無				生活機能評価(チェック費)	有	統合
				生活機能評価問診票印刷	無	統合			
6	通所型介護予防事業	筋力向上トレーニング(体づくりの会・一般)	有	運動器の機能向上事業	有	統合			
7		運動器の機能向上(体づくりの会・特定)	有	運動器の機能向上事業 + 口腔機能向上事業	有	統合			
8		栄養改善		無	栄養改善事業(栄養士指導)	無	統合		
					栄養改善調理実習材料代		統合		
					栄養改善用パンフ代等		統合		
					栄養改善事業		統合		
9		口腔機能向上	一部	口腔ケアプログラム(歯科衛生士指導)	無	統合			
					口腔ケアプログラム(資料代)	無	統合		
10		閉じこもり・うつ・認知症(活きがいづくりの会)	有	いきがいデイサービス事業	有	統合			
11		長寿の会	有			小林市の例に統一			
12		介護予防普及啓発	ゴールデンエイジ大会	有	介護予防普及啓発事業	有	統合		
13	介護予防フォーラム		有			小林市の例に統一			
14	介護予防活動支援	介護予防メイト養成	有			小林市の例に統一			
15	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント	有	包括支援センター(人件費)	無	統合			
			有	ケアマネージャー支援事業	無	統合			
16	高齢者実態把握・総合相談支援事業	高齢者実態把握・総合相談事業	有			小林市の例に統一			
17	介護給付費等適正化事業	介護給付費等適正化	有			小林市の例に統一			
18	家族介護継続支援事業	家族介護者の集い	有			小林市の例に統一			
19		介護用品給付事業	無	介護用品給付事業	無	統合			
20		介護保険総合学習会	一部			小林市の例に統一			
21	福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具・住宅改修支援事業	無			小林市の例に統一			
22	地域自立生活支援事業	介護相談員活動支援	無			小林市の例に統一			
23	成年後見制度利用支援	成年後見制度利用支援	無	成年後見人制度利用支援事業	無	統合			
24	地域ケア会議費用	地域ケア会議費用	無			小林市の例に統一			
25	地域包括支援センター運営協議会費	地域包括支援センター運営協議会費	無	地域包括支援センター運営協議会費	無	統合			
26	地域包括支援センター運営費	地域包括支援センター運営費	有	建物借上	無	それぞれ新市に引き継ぐ			
				包括支援センター(事務費)	無	それぞれ新市に引き継ぐ			
27		地域包括支援センターシステム保守点検	有						
(野尻町独自の事業)									
28	地域介護予防活動支援事業			いきいきサロン	有	小林市福祉事務所から小林市介護保険課へ事業移管し、野尻町事業と統合			
29	介護保険任意事業			福祉タクシー事業	有	小林市福祉事務所の事業に統合			
30				ふとん丸洗い事業	有				
31				配食サービス事業	有				
32				軽度生活支援事業	有				

報告第58号

補助金・交付金等の取扱いについて

合併協定項目第18号「補助金・交付金等の取扱い」について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

厚生部会 福祉分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24 現況調書 13～14 ページ

協定項目 第18号 補助金・交付金等の取扱い（福祉関係）
社会福祉協議会への助成

調整方針 5．合併後0年を目処に統合するよう調整する。

- 1．同一又は同種の補助金、交付金等については、原則として小林市の制度等に統一する。
- 2．独自の補助金、交付金等については、その公益性及び必要性について検討した上で、他の補助金制度との均衡を考慮し調整する。
- 3．整理統合できる補助金、交付金等については、統合または廃止の方向で調整する。

個別調整結果

社会福祉協議会は、社会福祉法の規定により1自治体に1つのみの設置であるため、統合を行う。（平成21年8月25日合併調印、平成22年3月23日合併予定）
事業内容が多岐にわたり、差異があるため両社会福祉協議会で調整を行う。
補助金の金額については、合併までに調整を行う。

補助金算出基礎の確認

委託事業者等の確認

社会福祉協議会との調整

小林市社会福祉対策補助金交付要綱

以上の調整、整備を行う。

報告第59号

高齢者福祉関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(5)高齢者福祉関係」について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

厚生部会 福祉分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 14 ページ

協定項目 第25-5号 各種事務事業の取扱い（高齢者福祉関係）
外出支援サービス

調整方針 5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。

地域の実情を踏まえ、現行のまま新市に引き継ぐが、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

個別調整結果

< 小林市須木地区 >

高齢者等外出支援サービス事業として、小林市須木区のみ制度であり、現行のまま新市に引き継ぐが、合併後3年を目処に他事業と統合するよう調整する。

< 野尻地区 >

野尻町福祉バス運行事業として、野尻町区においては欠かせない外出支援サービスであるので、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後3年を目処に他事業と統合するよう調整する。

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 15 ページ

協定項目 第25-5号 各種事務事業の取扱い（高齢者福祉関係）
シルバー人材センター

調整方針 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。

各シルバー人材センター間で協議のうえ、合併までに統一する方向で調整する。

個別調整結果

小林市・野尻町1市1町シルバー人材センター統合調整会議において調整を行い、8月28日に合併についての調印を行った。平成22年4月1日で合併する予定となっている。

報告第60号

児童福祉関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(7)児童福祉関係」について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

厚生部会 福祉分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 16 ページ

協定項目	第25-7号 各種事務事業の取扱い（児童福祉関係） 保育所入所負担金
------	---------------------------------------

調整方針	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。
------	-------------------------

保育料については、合併後、段階的に調整し、平成25年度に小林市の制度等に統一する。ただし、合併年度は合併前の市町の例による。

個別調整結果

< 保育所入所負担金 >

保育料については、平成22年度から平成24年度まで段階的に調整し、平成25年度に統一する。（保育料徴収金額表のとおり）

保育料の適用区分は、小林地区・須木地区に住所を有する者と野尻地区に住所を有する者に二分する。

小林市の例規、システムを基本とする。

< 保育料の徴収 >

小林市の保育園については、現行のとおり保育園で徴収し、金融機関に納付書で納める。

野尻町の保育園の徴収については、小林市の方式に統一するが、合併時までに口座振替を利用している世帯はそのまま継続する。

1 平成22年度 保育料徴収金額表

小林・須木地区に住所を有する児童の世帯					野尻地区に住所を有する児童の世帯				
各月初日		徴収金額(月額)			各月初日		徴収金額(月額)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の課税区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯			第2	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の課税区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯		
		(0)	(0)	(0)			(0)	(0)	(0)
第3	市町村民税課税世帯	均等割の額のみ			第3	市町村民税課税世帯	均等割の額のみ		
		(15,000)	(12,000)	(12,000)			(11,000)	(8,000)	(8,000)
		16,000	13,000	13,000			11,500	8,500	8,500
第4	所得割の額のある世帯	(18,000)	(15,000)	(15,000)	第4	所得割の額のある世帯	(15,000)	(12,000)	(12,000)
		19,000	16,000	16,000			15,500	12,500	12,500
		23,000	19,000	19,000			19,500	16,000	16,000
第5	11,000未満	25,000	22,000	22,000	第5	11,000以上25,000未満	22,000	19,000	19,000
		28,000	25,000	25,000			25,000	22,000	22,000
第6	25,000以上40,000未満	30,000	26,500	25,500	第6	40,000以上50,000未満	29,500	23,500	23,500
		35,000	28,000	26,000			32,500	25,000	24,000
第7	40,000以上50,000未満	40,000	30,000	28,000	第7	50,000以上88,000未満	35,500	26,500	25,000
		44,000	32,000	29,000			37,500	27,500	26,000
第8	50,000以上88,000未満	48,000	32,500	29,500	第8	88,000以上103,000未満	41,000	28,000	26,500
		49,000	33,000	30,000			41,500	28,500	27,000
第9	88,000以上103,000未満	50,000	33,500	30,500	第9	103,000以上153,000未満	44,000	30,500	29,000
		50,000	33,500	30,500			44,000	30,500	29,000
第10	103,000以上153,000未満	内山保育園			第10	153,000以上253,000未満	5,000		
		5,000					5,000		

2 平成23年度 保育料徴収金額表

小林・須木地区に住所を有する児童の世帯					野尻地区に住所を有する児童の世帯				
各月初日		徴収金額(月額)			各月初日		徴収金額(月額)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の課税区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯			第2	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の課税区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯		
		(0)	(0)	(0)			(0)	(0)	(0)
第3	市町村民税課税世帯	均等割の額のみ			第3	市町村民税課税世帯	均等割の額のみ		
		(15,000)	(12,000)	(12,000)			(12,500)	(9,500)	(9,500)
		16,000	13,000	13,000			13,500	10,000	10,000
第4	所得割の額のある世帯	(18,000)	(15,000)	(15,000)	第4	所得割の額のある世帯	(16,000)	(13,000)	(13,000)
		19,000	16,000	16,000			17,000	14,000	14,000
		23,000	19,000	19,000			21,000	17,000	17,000
第5	11,000未満	25,000	22,000	22,000	第5	11,000以上25,000未満	23,000	20,000	20,000
		28,000	25,000	25,000			26,000	23,000	23,000
第6	25,000以上40,000未満	30,000	26,500	25,500	第6	40,000以上50,000未満	30,000	24,500	24,500
		35,000	28,000	26,000			33,500	26,000	25,000
第7	40,000以上50,000未満	40,000	30,000	28,000	第7	50,000以上88,000未満	37,000	28,000	26,000
		44,000	32,000	29,000			40,000	29,000	27,000
第8	50,000以上88,000未満	48,000	32,500	29,500	第8	88,000以上103,000未満	43,500	29,500	27,500
		49,000	33,000	30,000			44,000	30,000	28,000
第9	88,000以上103,000未満	50,000	33,500	30,500	第9	103,000以上153,000未満	44,000	30,000	28,000
		50,000	33,500	30,500			46,000	31,500	29,500
第10	103,000以上153,000未満	内山保育園			第10	153,000以上253,000未満	5,000		
		5,000					5,000		

3 平成24年度 保育料徴収金額表

小林・須木地区に住所を有する児童の世帯					野尻地区に住所を有する児童の世帯									
各月初日在籍入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額(月額)			各月初日在籍入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額(月額)							
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児					
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0					
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の課税区分が次の区分に該当する世帯	(0)	(0)	(0)	第2	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の課税区分が次の区分に該当する世帯	(0)	(0)	(0)					
第3	市町村民税非課税世帯	均等割の額のみ の世帯	7,000	5,000	5,000	第3	市町村民税非課税世帯	均等割の額のみ の世帯	7,000	5,000	5,000			
		市町村民税課税世帯	均等割の額のみ の世帯	(15,000)	(12,000)			(12,000)	第3	市町村民税課税世帯	均等割の額のみ の世帯	(14,000)	(11,000)	(11,000)
			所得割の額のある世帯	16,000	13,000			13,000			第3	市町村民税課税世帯	所得割の額のある世帯	14,500
第4	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	(18,000)	(15,000)	(15,000)	第4	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	(17,000)	(14,000)	(14,000)					
第5	11,000未満	19,000	16,000	16,000	第5	11,000未満	18,500	15,500	15,500					
		23,000	19,000	19,000			第5	11,000未満	22,500	18,000	18,000			
第6	11,000以上25,000未満	25,000	22,000	22,000	第6	11,000以上25,000未満	24,000	21,000	21,000					
		28,000	25,000	25,000			第6	11,000以上25,000未満	24,000	21,000	21,000			
第7	25,000以上40,000未満	30,000	26,500	25,500	第7	25,000以上40,000未満	27,000	24,000	24,000					
		35,000	28,000	26,000			第7	25,000以上40,000未満	27,000	24,000	24,000			
第8	40,000以上50,000未満	40,000	30,000	28,000	第8	40,000以上50,000未満	38,500	29,500	27,000					
		44,000	32,000	29,000			第8	40,000以上50,000未満	30,000	25,500	25,500			
第9	50,000以上88,000未満	48,000	32,500	29,500	第9	50,000以上88,000未満	46,000	31,000	28,500					
		49,000	33,000	30,000			第9	50,000以上88,000未満	34,500	27,000	26,000			
第10	88,000以上103,000未満	50,000	33,500	30,500	第10	88,000以上103,000未満	46,500	31,500	29,000					
		5,000					第10	88,000以上103,000未満	38,500	29,500	27,000			
第11	103,000以上153,000未満				第11	103,000以上153,000未満								
							第11	103,000以上153,000未満	42,500	30,500	28,000			
第12	153,000以上253,000未満				第12	153,000以上253,000未満								
							第12	153,000以上253,000未満	46,000	31,000	28,500			
第13	253,000以上413,000未満				第13	253,000以上413,000未満								
							第13	253,000以上413,000未満	46,500	31,500	29,000			
第14	413,000以上				第14	413,000以上								
							第14	413,000以上	48,000	32,500	30,000			
内山保育園		5,000			内山保育園		5,000							

4 平成25年度 保育料徴収金額表

各月初日在籍入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額(月額)				
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0		
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の課税区分が次の区分に該当する世帯	(0)	(0)	(0)		
第3	市町村民税非課税世帯	均等割の額のみ の世帯	7,000	5,000	5,000	
		市町村民税課税世帯	均等割の額のみ の世帯	(15,000)	(12,000)	(12,000)
			所得割の額のある世帯	16,000	13,000	13,000
第4	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分(単位は円)に該当する世帯	(18,000)	(15,000)	(15,000)		
第5	11,000未満	19,000	16,000	16,000		
		23,000	19,000	19,000		
第6	11,000以上25,000未満	25,000	22,000	22,000		
		28,000	25,000	25,000		
第7	25,000以上40,000未満	30,000	26,500	25,500		
		35,000	28,000	26,000		
第8	40,000以上50,000未満	40,000	30,000	28,000		
		44,000	32,000	29,000		
第9	50,000以上88,000未満	48,000	32,500	29,500		
		49,000	33,000	30,000		
第10	88,000以上103,000未満	50,000	33,500	30,500		
第11	103,000以上153,000未満					
第12	153,000以上253,000未満					
第13	253,000以上413,000未満					
第14	413,000以上					
内山保育園		5,000				

報告第61号

保健・医療関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(9)保健・医療関係」について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

厚生部会 保健予防分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 17 ページ

協定項目 第25-9号 保健・医療関係【保健、健康づくり】
保健センター

調整方針 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。

保健センターについては、健康増進・保健予防のための組織とし、地域住民の健康づくりの拠点とする。センターの機能を効率的に活用しながら、積極的な事業展開を行うよう合併までに調整する。

個別調整結果

小林市保健センターを中心として事業を実施し、地域の特性を考慮し、がん検診事業の実施など必要に応じて須木総合ふるさとセンター及び野尻町保健福祉センターを活用できる体制を図る。

野尻町保健福祉センターの利用時間・施設貸出については現行のままとする。なお、小林市保健センターについては施設貸出を行わない。

施設名は次のとおりとする。

【小林市：小林市保健センター、野尻町：野尻町保健福祉センター】

保守業務の委託先で、浄化槽清掃及び保守点検業務、産業廃棄物処理業務については小林市に合わせる。

警備業務は、小林市はA社（長期継続契約）、野尻町はB社（単年度契約）に委託契約しているため、平成21年11月を目処に調整する。（契約期間、警備方法の違いがあるため【カード式・暗証番号入力式】）

AEDは、小林市はリース契約、野尻町は一括購入しているため、当分の間は現行のままで行い、リース契約期間終了後までに検討する。

野尻町保健福祉センターについては、指定管理者制度を導入する。

協定項目	第25-9号 保健・医療関係【保健、健康づくり】 成人健康診査（大腸がん検診）
------	--

調整方針	5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。
------	-------------------------

成人健康診査（胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎検診）については、集団検診における個人負担金は、現在調整を行っており、平成21年度に統一される。委託先を含む検診の差異については、統一する方向で合併時まで調整する。

個別調整結果

委託先は、個別検診が西諸医師会、集団検診が健康づくり協会とする。

個人検診の個人負担金は1,000円とする。

集団検診の個人負担金は500円とする。

減免措置は生活保護世帯とする。

検査内容は、便潜血検査の個別検診とする。

個別検診の日程は、4月～1月とする。

集団検診の日程は、合同実施する検診（胃・前立腺・特定健診）に準ずる。

対象者は40歳以上とする。

広報・通知方法は、個人通知、簡単ほけん、けんしんガイド、お知らせ等とする。

報告第62号

生活環境関係の一部修正について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち、「(10)生活環境関係」の一部修正について、別紙のとおり報告する。

平成21年 9月24日提出

平成21年 9月24日確認

平成21年11月26日提出

平成 年 月 日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

厚生部会 生活環境分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 19 ページ

協定項目 第25-10号 各種事務事業の取扱い（生活環境関係）
対象地区・収集体制

調整方針 3．現行のまま、新市に引き継ぐ。（収集体制）
5．合併後1年を目処に統合するよう調整する。（収集方式、収集方法）

収集方式・収集方法は、当面現行どおりとし、合併後1年を目処に調整する。

処理人口・収集体制、ごみ収集人員・車両台数（直営・委託）は、現行のまま新市に引き継ぐ。

個別調整結果

一般廃棄物処理実施計画については、小林市の計画を基本とし合併期日までに策定する。

収集箇所については、現行のまま新市に引き継ぐ。

収集体制については、平成22年度は現行どおりとし、平成23年度以降の体制については、平成22年度中に調整する。

修正前 高齢世帯、独居老人及び障がい者等のうち、ごみ搬出の困難な世帯については、小林市方式で戸別収集する。

修正後 高齢世帯、独居老人及び障がい者等のうち、ごみ搬出の困難な世帯については、平成22年度中に調整し、平成23年度から小林市方式で戸別収集する。

収集日については、平成22年度は現行どおりとし、平成23年度以降は平成22年度中に調整する。

上記の 、修正前 、 については、第7回合併協議会（平成21年9月24日）において協議確認済であったが、修正後 のとおり「平成22年度中に調整し、平成23年度から」の文章を追加修正し報告する。

報告第63号

学校教育関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(16)学校教育関係」について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月26日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

文教部会 学校教育分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24 現況調書 19～20 ページ

協定項目	第25-16号 各種事務事業の取扱い(学校教育関係) 小中一貫教育について
------	--

調整方針	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。
------	-------------------------

小中一貫教育については、小林市で平成21年度から実施する予定であり、野尻町では具体的な検討がなされていないため、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に調整していくものとする。

個別調整結果

野尻地域の小中一貫教育については、野尻小学校、栗須小学校、野尻中学校の3校の組み合わせと、紙屋小学校、紙屋中学校の2校のそれぞれを連携校とし合併後3年を目処に実施するよう調整する。

<小林市における小中一貫教育について>

上記調整方針は、平成21年1月21日調印の合併協定書の原文のままであり、現在は予定どおり施行されている。